

第132回平塚市個人情報保護運営審議会議事録

日時 令和4年12月20日(火) 14:00～15:20	場所 オンライン会議 (平塚市役所本館 706会議室(1))	確認者
---------------------------------	--------------------------------------	-----

出席者 17人
 委員 諸坂会長、佐藤委員、児玉委員、慎委員、長谷川委員、和田委員
 事務局 木村課長、鈴木課長代理、飛鷹主査、青木主査、市川主事
 実施機関 経営企画課：山中看護部長、若宮科長代理、千葉課長代理
 市民課：加藤課長、荒課長代理、鶴井再任用職員

1 第131回議事録の確認について
 議事録の確認を行った。

2 議題

・ 漏えい事故に係る報告【公開】
 実施機関から個人情報に係る事故報告について発生の経緯や対応結果、再発防止策等の報告を受けた。

経営企画課	誤交付
市民課	誤交付

・ 経営企画課の再発防止策 について、一般的に行われている事務なのか。一般的に行っている事務であれば、再発防止にはならないのではないかと。

一般的に行っているが、徹底できていないことがわかったため、改めて徹底するために記載した。

・ 事務職員が考えた再発防止策であるため、現場の看護師へ共有することが重要である。

・ 読み合わせを行う相手は患者の状態によって異なると考えられるので、誰に説明をしたのか確認できる仕組みを整えるべきである。

・ 読み上げの際のダブルチェックのために様式にチェックボックスを設定することも再発防止策になるのではないかと。

個別具体的な内容を記載しているためチェックボックスの様式とすることは困難ではあるが、読み合わせたことを確認するチェックボックスを設けることを検討したい。

・ 現場の職員全員が個人情報重要な情報であることを自覚し意識することが重要であると意見した。

・ 市民課の案件について、「何かあったら連絡する」とあるが、その後連絡はないのか。その後の連絡はない。

・ 一般的に、戸籍が複数枚にわたっていることや複数枚申請する場合があるのか。どちらも日常的にある。

・ ページに番号をふるというのは機械的にふられるのか、書き込むのか。出力される段階で印字されている。

・誤って交付を受けた方は市民課から連絡があるまで気づかなかったのか。
市民課からの連絡で初めて気づいた状況であった。

・9月21日時点の「事故報告を提出するよう指示があった」について、事故報告は法務局西湘二宮支局に提出するのか。その場合、既に提出を終えたのか。また、法務局西湘二宮支局はその後の調査等どのような対応をするのか。

事故報告は法務局西湘二宮支局に提出した。また、今週法務局西湘二宮支局職員2名が事故当時の状況確認のため、駅前窓口センターに来訪する予定である。

・法務局西湘二宮支局職員に対して、正式に市の審議会へ報告し、委員から意見を受け、再発防止策を徹底していることを説明するとよいのではないか。

審議会へ報告したこと及び委員からの意見内容を法務局西湘二宮支局へ報告する。

・法務局西湘二宮支局へ提出する報告書及び事務局へ提出する報告書に今日以降の対応内容を追記し、差し替えるよう意見した。また、法務局西湘二宮支局の調査において指摘がされた場合は、当審議会へ報告するよう指示した。

・個人情報取扱事務に係る届出の報告について(平塚市個人情報保護条例第7条)【公開】

・個人情報取扱事務に係る届出について、新規登録3件、登録変更21件、廃止0件の報告が事務局からあり、内容を確認した。

・保育課(新規1)について、名称からは何を対象にした事務か不明である。

児童福祉施設が教材等を購入することに対して物価高騰による負担軽減のための補助金を交付する事務である。

・事務名称と目的について、内容が分かるよう記載方法を検討するべきである。保育課(新規1)について、差し替えるよう依頼した。

・こども家庭課(新規3)について、事務と関係ないと考えられる要配慮個人情報を収集するよう見受けられるが収集する理由は何か。

児童手当を養育者に給付する事務であり、養育者が拘留されている場合や保護者がDV被害等で逃げている場合を想定しているため、収集する。

・行政総務課(変更2)について、個人番号を新たに収集するのはなぜか。

所得税関連で番号法に基づき国税庁へ提供するため。

・職員課(変更4)について、記録項目が多い印象を受けるが、本当に全部必要な情報なのか。

「人事・給与事務」と大きな括りでの登録となっているため、多くの項目にチェックが入っている。

・職員課(変更4)について、具体的にどのような事務なのか。

昇給や採用、懲戒処分や給与に関する事務である。

・市民課(変更5)について、記録項目として資産状況にチェックが入っているがその理由は何か。

担当課に確認する。

・保険年金課（変更9）について、デジタル庁から収集するのはなぜか。
番号法が改正され、デジタル庁が保有している情報を地方自治体へ専用の回線で提供するようになったことに伴う変更である。

・外部委託等に係る報告について（平塚市個人情報保護条例第50条第2項）【公開】
・市民税課（新規1及び新規2）について、同じような委託内容で同一の委託先であるが再委託の有無に違いがあるがなぜか。
担当課へ確認し、報告する。

・市民税課（新規3）について、検査、監査等の方法が「書面で報告」とあるが、虚偽の報告を受ける可能性があると考えられるが実地検査を行わないでよいのか。
事務局からは検査、監査等を実地で行うようお願いをしているが、遠方の場合は実地ではない方法での検査、監査等となる場合もある。

・遠方という基準が県外かどうかということであれば、市民税課（新規3）について、取扱場所は川崎市中原区であり、遠方とは言えないため、実地検査を行うことが望ましいのではないかと。
審議会で意見があった旨、担当課へ報告する。

・取扱場所が遠方の場合でも書面よりは実地又はオンラインを駆使して現場を確認する体制をとるよう事務局から指導するよう意見した。

・市民課（新規5）について、事務の具体的な内容の説明を受けた。

・市民課（新規5）について、「個人情報保護に関する措置の内容」で契約解除等にチェックがないが、その恐れがないと考えているのか。
担当課へ確認する。

・市民課（変更1）について、変更箇所が多いため具体的な内容の説明を受けた。

・市民課（変更1）について、従来の委託先に追加で委託した事務とのことと「新規」とするのハードルはないことを確認の上、新規として提出し直すよう意見した。また、備考欄にその顛末を記載するよう指示した。

・市民税課（新規4）、子ども家庭課（新規6）及び市民課（変更1）について、取扱場所に職員がいるため検査、監査等は行わなくてよい運用となっているが、そういった場合でも始業時や終業時に確認を行う内規等があるべきではないかと。
正規職員については内規で対応しており、事務局による内部監査で確認しているが、委託事業者に対しても内規の共有を行うよう改めて事務局から各課へ指導することとする。

・独自のマニュアルがない実施機関へ事務局からマニュアルを作成することを指導するよう意見した。

3 その他

・来年度からは個人情報保護法の改正により、個人情報保護審査会の役割を担うことを再度確認した。
・今回の確認事項については、事務局から各担当課へ確認した内容をメールで報告することとした。

以 上

< 配付資料 >

- ・ 第 1 3 1 回議事録
- ・ 令和 4 年度個人情報漏えい事故概要
- ・ 個人情報取扱事務に係る届出の報告について
- ・ 個人情報取扱事務の外部委託等に係る報告について
- ・ 第 1 3 1 回平塚市個人情報保護運営審議会からの意見等への対応について